

「関西防災・減災プラン原子力災害対策編（改定案）」に対するご意見・ご提案と関西広域連合の考え方

平成25年6月
関西広域連合広域防災局

「関西防災・減災プラン原子力災害対策編（改定案）」に対する府県民意見等を募集した結果、52名から延べ230件のご意見・ご提案をいただきました。いただいたご意見・ご提案に対する関西広域連合の考え方は下記のとおりです。

1 「総論」について

ご意見により記述の修正を行うものに網掛け

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
3 原子力災害対策における事業者、国、地方公共団体の責務		
1-1	防災における行政の役割を明確にすること。	「原子力災害対策における事業者、国、地方公共団体の責務」を明記しています。
4 計画の性格		
1-2	現在、滋賀県で調査が進められている地域防災計画（原子力）の見直しに係る検討委員会の検討結果が、来年3月末までに報告されるようだが、滋賀県の報告内容と本計画との整合は、いつの時点でどのようにして図る心積もりか。	本計画は、防災基本計画及び原子力災害対策指針を踏まえるとともに、所在県、関係周辺府県の地域防災計画との整合を図って策定することとしています。本計画は、原子力災害対策指針の改正に合わせて、平成25年度末を目途に再改定を行う予定ですので、その時点で改めて関係計画との整合を図ります。
1-3	関西における原発災害に対しても「大規模地震」に準じての対処策のあり方でよいのか。プラン案の各項目は、あくまで「対症療法」に過ぎないと断定せざるを得ない。	本計画は、防災基本計画及び原子力災害対策指針を踏まえて策定しており、大規模地震に準じた対処策を単純に示したものではありませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。
1-4	広域連合の役割が各府県の調整なのか、国の指示を各都道府県に伝えることなのか、国とは別に独自の防災行動の決定、指示を各都道府県に下すことなのか分からない。緊急時に市民の命を守るのは、各自治体の決断、対応の速さにかかっている。その対応を各自治体が決めるための情報提供に広域連合の価値があると思うので、調整などに時間を取るのではなく、徹底した情報提供をしてほしい。風向きや漏れた放射線の量、事故の内容、福島事故時のような「直ちに影響がない」という避難のタイミングを失わせるアナウンスではなく、具体的な室内退去や風向きを考慮しての避難方向の指示、子どもや妊婦への優先的な避難支援などが多くの命を救うことになると思う。	原子力防災には専門的知見が必要であり、災害時には、国が収集した情報の分析・評価を行い、関係自治体に必要な防護措置等の指示を行います。関西広域連合の役割は、プランP.3に記載のとおり、情報収集と共有、避難など広域的な調整、住民等への情報発信を主として考えています。
5 原子力災害対策重点区域		
1-5	原発から半径30km圏内に居住する住民の迅速な避難を可能とするプランの構築が大前提。緊急防護措置準備地域（UPZ）内を原則に、場合によって50km圏内程度まで影響を考慮すべき。	原子力災害対策指針でも、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合があることや、ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）の具体的な範囲や必要となる防護措置の実施判断の考え方について、今後、原子力規制委員会が検討し、指針に記載する旨が明記されています。本改定案はUPZ内の対応に重点を置いた内容となっておりますが、PPAに係る指針の改定に合わせて、必要に応じて、本計画を改定することとしています。
1-6	避難準備区域が30km圏では狭過ぎる。京都や関西圏は、福井の原発の風下になる日が多く、原発で事故が起きれば、飯館村のように高汚染域になるだろう。しかも、福島原発の場合、一応、制御棒が入って原子炉は停止したが、大飯原発など、制御棒が入らない危険性が指摘されており、原子炉を止められないまま大爆発したら、福島の比ではない汚染が広範囲に広がるだろう。大飯原発は4基の原発が連なっているが、それらが連動して大事故を起こす危険性もある。大飯原発への道は一本道で、冷却のための支援にも行けなくなる心配もある。関西全域が、避難を迫られることを想定しない避難計画では甘過ぎる。原発事故の避難計画を作ること自体、無理だということをもっと国や電力会社に訴えてほしい。	新しい原子力災害対策指針により、概ね30km圏内を原子力災害対策重点区域として事前対策を講じることになっています。現在、関係自治体が概ね30km圏内の避難計画作成に向けて取組を進めており、関西広域連合として府県域を越える広域避難計画の作成について連携しているところです。

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
1-7	対策は、関西広域連合に参加する自治体全域を対象とすること。原発のシビアアクシデントにおいて、**km圏内などという線引きが無意味なことは、東京電力福島第一原発事故によって、東日本全域で放射線管理区域並みの汚染地域いわゆるホットスポットを生んでいることからあきらか。	UPZ（概ね30km圏）は事前に避難等の緊急時防護措置を準備する区域のことで、万一の際は、事前準備をするために設定したPAZやUPZの範囲に関わらず、モニタリングを行い、放射性物質の拡散状況を把握した上で、原子力災害対策指針の防護措置基準（OIL）に基づき避難等の措置が講じられます。
1-8	30km圏外においても高濃度汚染地帯は存在しているので、その対策がないのは不備。	
1-9	規制庁のシミュレーションからすれば、避難区域が30km圏に収まらない可能性がある。現時点の計画では不十分。	UPZ設定のための参考値として国が示したシミュレーション結果では、IAEAが示した避難が必要とすべき実効線量の基準である100mSv（最初の7日間）を越える距離が概ね30km程度となっています。これを踏まえ、原子力災害対策指針でUPZが概ね30kmと定められていますので、指針やUPZを含む関係自治体の地域防災計画と整合を図りながら、本計画を作成しています。
1-10	国はOIL2の適用によって30km圏を超えた広域的な避難を想定している。ところが他方、国が示した被ばく予測には、「97%値」という本質的な欠陥がある。そのため風向頻度が低い方位では、例えば小浜市の5km圏内が被ばくゼロという矛盾が生じている。これではまともな避難計画は立てられない。ぜひ、全方位にわたって100%値を公表するよう国に強く求めるべき。	国が示したシミュレーション結果は、あくまでUPZ設定のための参考値です。シミュレーションでは、ある方向に影響がないかのような結果が示されていたとしても、UPZは概ね30kmを目安に設定され、避難計画など事前の対策は確実に実行されます。国にシミュレーション結果の100%値の公表を求める予定はありません。
1-11	30kmの境目を示した大きな地図が見たい。	「原子力災害対策重点区域の概ねの範囲」の図面をご確認ください。
6 原子力災害の想定		
1-12	「原子力災害の想定」に、京都大学熊取原子炉実験施設、神戸大学海事科学部原子炉実験施設等の研究用の原子炉実験施設等も加える。平和利用、軍事利用を問わず、総合的な原子力災害の想定をすべき。	関西防災・減災プランの対象となる災害は、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害です（関西防災・減災プラン総則編「対象とする災害」）。このため、原子力災害対策編は、原子力発電所事故を想定した計画としています。ただし、ご指摘のような実験施設についても、状況に応じて対応する旨を明記します。
1-13	本プランでは所在県を「福井県」としているが、鳥根県の鳥根原発や愛媛県の伊方原発についても一定の想定があって然るべき。	広域避難対策など緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に関西広域連合（広域防災分野）構成団体が含まれるのは、所在県が福井県の場合だけです。ただし、OILによっては、福井県以外の原子力施設での事故に対しても、状況に応じて対応する旨を明記します。
1-14	事故前に広域連合独自のシミュレーションを何通りも行っておくこと。原発からの距離を基準とした発想は、非科学的であり、非現実的である。いろんな原因が想定されるが、あらゆる想定をすること。	新しい原子力災害対策指針により、概ね30km圏内を原子力災害対策重点区域として事前対策を講じることになっています。ご指摘のとおり、事前にあらゆる想定を行い、それらすべてに対策を講じておくことが理想的ですが、実際に行うのは困難です。一定の想定のもと計画を作成し、それとは異なる事態にも対応できるような体制を整備しておくことが必要だと考えています。
1-15	SPEEDIでの拡散予測を元にした防災計画をたてるべき。	新しい原子力災害対策指針により、概ね30km圏内を原子力災害対策重点区域として事前対策を講じることになっています。SPEEDIのような「大気中拡散予測」は緊急時モニタリングの実施や評価・解析の際に参考とする旨が、指針改定原案（H25.4.10）に記載されています。
1-16	原発事故は「南海トラフ巨大地震」の想定には含まれていないようだが、仮に「南海トラフ巨大地震」に連動して「関西原発事故」が同時発生すると仮定したら、これは大変な事になる。別途考慮するとしても、早急に具体化すべき。	南海トラフ巨大地震と原発事故の複合災害への対応については、関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編（今後改定予定）と合わせて総合的に対応できるよう柔軟な体制の整備に努めていきます。また、国に対しても、複合災害における対応のあり方について検討を行うよう求めています。
1-17	中央防災会議は「南海トラフ巨大地震」の被害想定に関して「原子力災害の発生は別のテーブルで考えるべき」との発想であるようだが、原発汚染の可能性は否定できないし、連動して起こる可能性も否定できない。関西広域連合としての見解、認識をうかがいたい。	

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
1-18	<p>以下の被害想定について検討し、対策を具体化すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若狭湾海底活断層が発振して、一部の原発が制御棒挿入できず、メルトダウン、放射能漏れに至った事例。 ・上記に続いて、他の稼働中であったすべての原発が緊急停止し近畿圏全停電。 ・上記で、琵琶湖にブルームが降下し、湖水が放射能汚染された事例。汚染シミュレーションと関西圏の水供給確保対策。 ・上記で、たとえば、大飯原発3,4号機がメルトダウン、放射能放出に至った場合で、北風時の京都府、滋賀県、大阪府、奈良県、兵庫県の放射能汚染シミュレーションと住民防護、避難対策、2,000万人とも考えられる住民の安全確保策は本当に実行レベルで可能かのシミュレーション。 ・テロ（ミサイル、飛行機落下等含む）で原発本体が破壊され、臨界爆発し、多量の放射能拡散により若狭湾立地全原発が運転管理不可能になった場合の想定と被害のシミュレーションと対策。 <p>もし上記事例で、対策に実現可能性がないなら、原発の存在を考え直すべき。即ち全原発廃炉しか現実的な対策はないのでは。地震（交通網通信網の遮断・破壊）、津波、停電、原発破損（放射能拡散）等複合条件下での複合災害を事例として、多様な防災計画を事前に準備し、訓練しておかなければ、いざと言うときに合わない。</p>	<p>本計画は、原子力災害対策指針及び防災基本計画を踏まえるとともに、所在県、関係周辺府県の地域防災計画と整合するよう連携を図って策定しています。ご意見のような独自の想定を前提として対策を具体化する予定はありません。</p>
1-19	<p>兵庫県が公表した拡散シミュレーション結果によれば、若狭の原発群にシビアアクシデントが起こった場合、兵庫県においても、丹波・篠山地域などだけでなく、県庁所在地の神戸市でも、放射能汚染が起こりうる。日本で唯一稼働している原発があり、活断層3連動発生の可能性があり、原発の近距離に水源・琵琶湖を抱える関西広域連合として、原発事故に備えた最大限の災害対策を行うべき。</p>	<p>ご意見のような観点から本計画の策定を進めています。滋賀県が行う琵琶湖への影響予測の結果、広域での対策を講じる必要があると考えられる場合は、その検討を行います。</p>

2 「災害への備え」について

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
1 情報の収集・連絡体制等の整備		
2-1	<p>広域防災局には「大阪府担当課長(大阪府危機管理課長)」が配置されていると認識しているが、こうしたパイプを通じた情報共有はなされていると考えてよいか。</p>	<p>平常時から関西広域連合構成団体及び連携県とは担当者会議の開催や電子メールでの資料共有等により普段から双方向で情報共有を図っています。</p>
2-2	<p>大前提として、事故発生時に事業者、国から必要な時期に必要な情報が公表されない事態を考えておくべき。次の事故でも必ず福島原発事故と同じ対応になる。判断をする責任体制があいまいのまま、住民の安全より、自己保身を優先する体制はかわらないだろう。</p>	<p>関西広域連合では、福島原発事故の教訓を踏まえ、原子力事業者、国との間での情報収集・連絡体制の整備に取り組んでいます。平成24年3月に原子力事業者3社と覚書を締結し、現在、これに基づき、緊急時の情報連絡体制を整備するとともに、平常時から情報交換を行い、連携の強化に努めています。また、国とも「広域的な地域防災に関する協議会」への参画を通じて、平成24年度以降、密接に情報交換を行っており、連携の強化を図っています。今後とも、これらの取組を続けてまいります。</p>
2-3	<p>関電との安全協定を是非取り付けていただきたい。安全に自信があるのなら堂々と協定ができるはず。「できない」というのであれば、安全ではないと言ってるに等しく、原発の稼働は即刻止めるよう申し入れてほしい。</p>	<p>関西広域連合では平成24年3月に原子力事業者との間で情報連絡の覚書を締結し、緊急時の連絡体制を整備しました。安全協定については一部の構成団体が事業者と調整中であると認識しています。</p>
2-4	<p>電力会社（関電）に対し、年間1mSv以上の被曝の事故が起きた時には、責任と賠償を求められる協定を結ぶよう早急に申し入れてほしい。国に対しても、同様に要請してほしい。</p>	<p>事業者と関係自治体との安全協定について、原子力災害対策指針の改定に合わせて柔軟に内容の充実を図るよう、事業者を指導することを国に求めています。</p>

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
3 モニタリング情報の共有・発信体制の整備		
2-5	モニタリングポイントの設定、測定方法や、分析・解析方法や、事前のシミュレーションとの比較検討、仕分けができる場所など検討されるべき。最も適切な避難指示がいち早く出せるための仕組みを住民と共有すること。	原子力災害発生時は国の緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングが行われます。緊急時モニタリングでは、固定型モニタリングポストに加え、可搬型モニタリングポスト、モニタリングカーなどでモニタリングが行われ、その結果が国に集約されて、防護措置の実施判断に活用されます。
2-6	モニタリングポストは、わずかな箇所にしに設置されていない。これでは、避難時に汚染状況の把握や情報提供をまともにできない。これをできるように、直ちに計画を立て、設備整備と情報提供の計画を立ててほしい。	
2-7	福島原発事故発生時に、国と気象庁がSPEEDIによる放射能拡散予測を発表しなかったため間違った方向に逃げたり、屋外に出たりして被曝をしてしまった人達が多くいる。また、放射能ブルームは遠く関東圏や一部東海地方にまで到達していたのに拡散予測を公表しなかったために、同様に被曝してしまった人達もいる。レベル7の事故が発生し、しかも未だ収束していないのに、日本政府は放射能汚染はなかったことしようとしている。今後は、最低でも、事故が発生したら、その詳しい状況を即刻公表し、同時にSPEEDIのようなシステムで速やかに拡散予測も公表するように徹底してほしい。国に働きかけるだけでなく、関西広域連合でも独自に研究開発してほしい。	適切な防護措置を行うためには予測情報の活用が不可欠であり、既存のSPEEDIの機能改善を図り、生かしていく必要があります。このため、関西広域連合では、平成25年3月2日の「広域避難対策に関する申し入れ」や同年5月23日の「原子力防災対策に関する申し入れ」でSPEEDIの信頼性向上と予測情報の活用を国に求めており、今後もこうした働きかけを続けていく予定です。
2-8	原発事故が起こった際に、果たしてどれだけ迅速に事故の情報がここに伝わるのか。伝わるのが即時とは限らない。その時を想定して、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校などあらゆる施設に線量計を配り、平常時の線量をモニタリングし過酷事故に備えるべき。モニタリングポストの増設をしてほしい。	原子力災害対策指針に定められたOILでは、空間放射線量率の実測値により防護措置を講じることになりますので、従来より密度の高いモニタリングが必要と考えます。この点についてはモニタリング体制の整備やPPA導入について国に申し入れ（H25.3.2広域避難対策に関する申し入れ）を行っており、引き続き国に働きかけてまいります。
2-9	空間線量のモニタリングポストを増設すること。	
2-10	関西広域連合の各構成自治体すべてで平素よりモニタリングを実施し、結果を公表すること。	
2-11	空間線量を測定するモニタリングポストをすべての市町村に設置すべき。	
2-12	各公共機関が放射能測定器を持つこと。	今後、府県等が緊急時モニタリング計画を定めるとともに、それに対応する放射線計測に用いる資機材の整備を進めることとなっています。
2-13	実際の事故被害はさまざまであり、モニタリングポストでの状況把握が重要。しかし経費の掛かる空間線量のモニターを増やせば増やすほど解析と判断に手間取ってしまうので、やみくもに増やすべきでない。まず 上水道給水、次いで 取水水源、次いで 下水場の汚泥について優先的にリアルタイムに数値を公開してほしい。また個人レベルで実施されている雨水利用設備における数値を公的に日常的に監視し、公開する仕組みを構築してほしい。	現在の計画案では、緊急時モニタリングの在り方については踏み込んだ記載をしておりません。今後行われる、緊急時モニタリングに関する原子力災害対策指針の改正や国の緊急時モニタリング実施計画の作成に合わせて、緊急時モニタリングにおける関西広域連合の役割を明確にした上で、必要に応じて、本計画を改定することとしています。その中でご意見の内容を参考にさせていただきます。
2-14	原発事故情報の速やかかつ隠匿のない公表を事業者及び国・施設立地自治体に求め、得られた情報のすべてを、住民が主体的判断で防護対策を取れるように、適切な時期に適切な範囲で、関西広域連合構成自治体の全住民に届けてほしい。もし事業者に遅延・隠匿などの様子がみられるときには、住民の安全確保のため、強く働きかけてほしい。事業者や関連省庁の報告だけに頼ってはいは、住民や地域の被害が無用に拡大してしまうことは、福島第一原発事故の経過をみてもあきらか。また、事業者や国に頼らずとも独自に判断を下せるように、関西広域連合の各構成自治体すべてで平素よりモニタリングを実施し、結果を公表すること。	原子力災害対策指針では緊急時モニタリング結果の解析・評価・公表は国が一元的に実施することとなっています。関西広域連合としては、独自にモニタリングを行うのではなく、国が集約したモニタリング結果を自治体や住民も簡易に閲覧できる仕組みを整備するよう国に求めています。迅速・的確に防護措置が講じられるよう、今後とも、国、事業者との連携強化に取り組んでまいります。
2-15	モニタリング結果のごまかしや隠蔽を防ぐシステムを明記すること。	
2-16	モニタリング解析者に原子力利用へ批判的な立場の人物を半数以上置くこと。	緊急時モニタリング結果の解析・評価・公表は国が一元的に実施することとなっていますので、国にご提案くださいますようお願いいたします。

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
4 緊急被ばく医療体制の整備		
2-17	緊急被ばく医療に関し、なぜ放射線総合医学研究所に積極的な指導を仰がないのか。放医研の指導を仰ぎ、放射線災害が発生した際、上層機関の指示を仰ぐ前に主体的に動ける現場スペシャリストを育成すべき。行政としてその程度の市民に対する支援活動は当然他機関の指示を仰がず主体的に行われなければ行政の意味を成さない。放医研は全国の医療機関と連携し、緊急被ばく医療体制を速やかに構築できる力量とノウハウをもっている。是非放医研に担当者を派遣し、参考にしてほしい。	緊急被ばく医療に関しては、被ばく医療機関を中心に国と府県で対応することとなっており、現状の広域連合の体制では広域搬送以外の分野では積極的な関与が難しいと考えられることから、ごく簡単な記述になっています。今後、国が設置する「広域的な原子力災害に関するWG」で被ばく医療体制について検討されることから、その検討状況に応じて、広域連合としての具体的な対応を広域医療局と連携して検討してまいります。検討に当たっては、ご意見の趣旨を踏まえ、放射線医学総合研究所の指導も仰いでいく旨を明記します。
2-18	IAEA（国際原子力機関）では、甲状腺等価線量が最初の7日間で50mSvを超える場合は、安定ヨウ素剤の予防服用が必要だと判断している。放射性物質拡散予測で甲状腺等価線量が50mSvを超える地域だけではなく、その周辺地域で、安定ヨウ素剤を備蓄すること。	安定ヨウ素剤は服用による副作用やアレルギーの恐れがあるため、服用・配布の方法について今後原子力規制委員会で専門的な検討が行われ、具体的な対応方針が示されていく予定です。その状況を踏まえ関西広域での対応を検討していく旨を明記します。
2-19	ヨウ素剤の即時配布のできる体制を作ること。	なお、滋賀県や兵庫県が実施している放射性物質拡散予測は、SPEEDIとは計算モデルが異なり、緊急時に即座に予測できるものではありません。
2-20	ヨウ素剤を広域に配布すべき。	
2-21	兵庫県が若狭湾に立地している原発で福島事故のようなことが起きた場合の放射性物質の拡散予測結果を公表した。気象条件によっては、原発から約100km離れた神戸市や阪神間でも、甲状腺の被ばく線量が「安定ヨウ素剤の服用が必要」とされるレベルとのこと。大阪府でも滋賀県・兵庫県の放射性物質の拡散予測結果を参考にして100km圏内の自治体への事故情報の提供、ヨウ素剤の配布をすべき。	
5 広域避難体制の整備		
2-22	所在県と連携して実際の避難訓練を行い、広域連合域内に一定期間滞在していただくことも実践すべき。広域避難対象地域とその人口について、福井県と滋賀県が規模等を検討している。それに合わせて、広域避難受入体制の確立が急務。	関西広域連合では、福井、滋賀、京都3府県からの広域避難の受入要請に基づき、関西圏域全体で受入調整を行っているところです。その結果を踏まえ、平成25年度中を目途に、広域避難に関して本計画でより具体的な内容を定めるほか、避難元・避難先双方の府県・市町村で、避難計画策定や受入体制等の検討を進める予定です。
2-23	関西広域連合は、福井県等30km圏内からの避難者の受け入れと、自らの避難及び水対策等の両面で計画を立てる必要がある。広域的な避難計画を立てるためには、福井県が昨年6月に立てた県内限定避難計画を撤回させることが絶対必要。福井県自身が県外避難の計画を早急に立てよう要求すること、そうでないと原発の運転を認めないという強い態度で臨むべき。	また、避難元地域の汚染状況により避難が長期にわたる場合を想定し、二次避難先として旅館・ホテル等、応急仮設住宅等の確保について検討するとともに、必要に応じて、関西圏域外への避難についても検討したいと考えています。
2-24	福井県の避難計画では、全住民県内避難とうたっているが、実際は県境を越えて来るはず。受け入れるのか、それとも拒否するのか。	
2-25	福島原発事故の教訓を生かした防災計画でないという意味がない。放射能は県境を越えて広く拡散することは明らかであり、関西広域連合と立地の福井県とで共同の広域避難計画を策定すべき。	
2-26	30km圏内及びより広域からの避難者の受け入れ計画を、住居や仕事・生活の保障も含めて具体的に示すこと。	
2-27	「広域避難」について何も具体的に決まっていない。福井県知事が県外避難について協議すると報じられ、避難先には、奈良県、兵庫県を想定しているとのこと。しかし、どれだけの福井県民を奈良や兵庫のどこに、どのようにして受け入れるのか、何も決まっていない。まず、原発を止めて、本当に広域避難が可能なのか、移動はどうするのか、バスの運転手は確保できるのか、水はどうするのか等々の具体的な検討を先にすべき。	
2-28	どのような手段で、どこにどれだけの人々を避難させるのか、具体的な計画をまったく示していない。関西広域連合内の調整もまだできていない。関西圏からより遠い地域に避難するための計画も、避難先自治体と交渉して立ててほしい。	

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
2-29	関西圏からより遠い地域に避難するための計画を、避難先自治体との交渉を通じて早急に確立すること。	
2-30	立地県、近隣府県を問わず、原発災害からの避難者の、関西広域連合構成自治体内の比較的 안전한地域への受け入れや、必要によっては比較的 안전한他地域への移住などの支援体制を用意すること。	
2-31	関西広域連合全体で避難をどうするか、食料や飲料水の確保をどうするか様々なことを話し合って対策を考えるべき。	
2-32	放射能からの避難を30kmで区切るのは、意味がないのではないか。	新しい原子力災害対策指針により、概ね30km圏内を原子力災害対策重点区域として事前対策を講じることとなり、現在、UPZにかかる府県・市町村が避難計画作成の取組を進めています。
2-33	1週間で50mSvの基準は高すぎる。年間1mSvという基準を確実に守ること。実効線量が3ヶ月で1.3mSvと言うのが放射線管理区域であり、放射線による障害を防止するために設けられる区域で法令により取り決められている。これ以上の被曝を強いる避難計画自体が、市民の命を軽視している行為と思う。電力会社や国に年間1mSv以上の被曝をさせるときは、罰則と賠償を求めることができるよう協定又は、法律を作ってほしい。	
2-34	放射性物質の方向や量を考慮した避難計画をお願いしたい。30kmでは狭すぎる。避難先も100km以上は離すべき。	
2-35	福島第一の放射能汚染マップをそのまま大阪にあてはめると、30kmなんて甘すぎる。芸能人の体調不良でも明確なように（東京でもストロンチウム検出されているのがこっそり発表）国民をばかにするのもいいかげんにしてほしい。	
2-36	何か自然災害の避難を考えているのではないか。	
2-37	福島の事故は政府の言葉を借りれば、最悪の事態ではなかったということ。それでも30kmの避難だ。最悪を想定し、避難範囲は80km、100kmに広げるべき。となれば、避難先でも避難が必要になってくるので、計画は成り立たない。	
2-38	もしかして市民病院の患者を避難するのが困難だから、30kmにこだわってるのではないか。	
2-39	具体的な避難計画などはとてもできない。	
2-40	原発から40km離れた飯館村の全村避難という現実が、30km圏内避難という計画の一体どこに反映されているのか。住民に命の危険が迫ると想定される時、しかも国がその危険を放置する時、地方自治体の首長はどのような行動をとるべきか。国の原子力災害対策指針によっては住民の安全が確保できないことを、国に向かって直言すべき。そして、国の指針に縛られない、自治体独自の判断に基づいた、住民の安全な生活が十分確保できると確信の持てる避難計画を策定すべき。それが出来ないのなら、即刻、原発の停止と廃炉を国に直言すべき。	
2-41	年間1mSvという基準で避難計画をつくってほしい。1週間で50mSvという基準では、4時間で1mSvを超えることになる。どのような計算方法でこの基準に従っているのか。	
2-42	30kmを基準に避難計画が作られているが狭すぎる。年間被曝量を1mSvを基準に避難計画を作ってほしい。国として避難計画を作らなくてはいけない。	新しい原子力災害対策指針により、概ね30km圏内を原子力災害対策重点区域として事前対策を講じることとなり、現在、UPZにかかる府県・市町村が避難計画作成の取組を進めています。避難計画は地域の実情を反映したものとすべきで、地方公共団体が国の支援を受けながら作成すべきものと考えています。

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
2-43	大飯・高浜原発から30～32.5km圏内住民でなく、市内全住民を対象とする独自計画を作成してほしい。	新しい原子力災害対策指針により、概ね30km圏内を原子力災害対策重点区域として事前対策を講じることとなり、現在、UPZにかかる府県・市町村が避難計画作成の取組を進めています。ご意見はお住まいの地域の府県・市町村にもお伝えします。
2-44	圏内の市民が隣接地域に避難する計画では、風向きやブルーム通過で被曝者を大量に生み出してしまふ。また、市内に残った住民のほとんどが高い放射線を浴びる危険性が大になる。飯館村の苦い教訓に学ぶべき。年間1mSvという住民のいのちを守る最低の基準で、避難計画を立ててほしい。	
2-45	福島原発から60km離れた福島市でも高い放射能が観測されている。避難区域が30kmでは狭すぎる。30kmと限定せずに全市避難を前提に避難計画を立ててほしい。	
2-46	避難区域を30kmと区切ること、無駄な被曝を市民にさせることを理解してほしい。風向きによる避難、線量による避難を最優先に考えてほしい。	
2-47	放射線は地形によって広がりむらがあるので、30kmというのは、あくまで基準であり、実際には地形に即して放射線の広がりを想定しもっと遠くへ避難しなければならないのではないか。	原子力災害発生時には原子力災害対策指針に定められた基準（OIL）により防護措置が実施されます。避難は500μSv/h以上の空間放射線量率が観測された地域の範囲で実施されます。一律30km圏で避難指示が出されるような枠組みにはなっていません。
2-48	福島原発事故では、実効線量が年間20mSvを超える可能性があるということで、50km圏近くまで、計画的避難地域が設定された。50km圏内に位置する篠山市などでは、居住制限地域、計画的避難地域に設定される可能性があることも考え、避難計画を作ること。	UPZ外での防護措置のあり方について原子力災害対策指針で方針が示され次第、その方針に基づき、国、事業者、広域連合構成団体・連携県と協議を行いながら、避難対策等の事前の備えを進めてまいります。
2-49	避難区域30kmは関電や国の補償できる範囲で考えているのか。	そのようには認識しておりません。
2-50	避難先と避難元の汚染度はどの程度違うのか。福島では避難した場所が高濃度に汚染されていた実例がある。そのことを検証したか。	福島第一原発事故による避難の実例は参照しております。新しい原子力災害対策指針により新たにUPZ（概ね30km圏）内の避難計画を作成することとなりました。現在、UPZにかかる府県・市町村が計画作成の取組を進めています。
2-51	チェルノブイリの現状を検証しての避難計画か。あまりにも日本政府の対応に腹が立つ。	チェルノブイリ原発事故での避難の実例、福島第一原発事故による避難の実例はともに参照しております。その教訓を生かした避難計画を作成する必要があります。チェルノブイリでは退去すべき地域の範囲を広く設定しすぎたことにより移住を余儀なくされた方々の生活の不安定化、平均寿命の低下などが引き起こされたと認識しています。こうしたことを踏まえ、適切な範囲での避難実施に備えた避難計画の作成を進めてまいります。
2-52	避難の実情を福島やチェルノブイリで確認すべき。	
2-53	ほんとうに避難できるのか。車がない。被曝はしたくないので、一刻も早く避難したいが、可能か。例えばバスや電車などは通常に運転されているのか。	車をお持ちでない方や運転できない方の移送手段も避難計画に盛り込まれます。なお、避難は原子力災害対策本部（国）の指示により、緊急性の高い区域から順次実施されることになると想定されます。
2-54	福島の児童40%に甲状腺異常が見つかった。これは、ただちに影響がないと言って避難が遅れたこと、30km以上の住人を避難させなかったからだと思う。市の考える避難計画は2日間の自宅待機となっているが、これでは、同じことが起こる。自宅待機はとりやめて、即時避難又は市内各所に核シェルターを作り、まずそこに市民を避難させてほしい。子どもや若い女性だけでもお願いしたい。	環境省の調査では、青森、山梨、長崎の児童でも同等の検査結果が出ています。新しい原子力災害対策指針により新たにUPZ（概ね30km圏）内の避難計画を作成することとなり、現在、UPZにかかる府県・市町村が計画作成を進めています。
2-55	妊婦、乳幼児、要介護者、要支援者などについては、早期避難の特別の配慮が必要。しっかりした対応策を願う。	要援護者の避難対策については特段の配慮が必要です。本計画にもその旨を記すとともに、今後の詳細検討の中で配慮していくこととしています。
2-56	多数の住民を被曝させることなしに避難ができるのか。もしできなければ、例えば、河川氾濫しているのに、その水の中に飛び込んで避難せよというような避難計画ではないか。	避難は被ばくを避ける確実な方法ですが、屋内退避も有効な方法ですし、安定ヨウ素剤の服用という方法もあります。避難は唯一の手段ではなく、状況に応じて、無用な被ばくを回避するために最も有効な防護の手段を選択したり、組み合わせる必要があります。そのような避難計画を作成していく予定です。

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
2-57	実際の避難としてバスでの移動を考えられているが、各地域のバスの平均稼働率と乗車定員の総数と避難者の人数は合致するのか。	バスだけで避難いただく想定はしていません。避難手段については、自家用車、バスに加え、鉄道の活用も検討する必要があると考えています。
2-58	電話等が通じなくなる可能性や、事故原因が大地震だった場合、数少ない道路が寸断されて通行できなくなる可能性があるが、その場合の二の手は考えてあるのか。	孤立可能性のある集落に対しては、衛星携帯電話の配布等による代替通信手段の確保、ヘリコプターの臨時発着場の確保などの取組を進めています。
2-59	道が寸断された場合、放射能から逃げられない。原発を止めてほしい。	
2-60	国の指針でも、このプランでも、妊婦や乳幼児などを先に避難させるための具体的計画がない。放射線の影響が大きい妊婦などの避難をどうするのか、具体的に検討し、本当に安全を守ることができるのか、まず検討してほしい。	国の原子力災害対策指針では、緊急事態区分に応じて講じる防護措置として、最初の「警戒事態」の段階で妊婦や乳幼児を含む災害時要援護者等の避難の準備を開始し、次の「施設敷地緊急事態」の段階で避難を実施することとされています。本計画においても、指針に基づき対応することとしています。
2-61	例えば、子どもを幼稚園にあずけ、遠くに外出している間に大きな事故が起こったとして、子どもを迎えに行くことはできるのか。また、その幼稚園には、適切な避難の方法を伝え、訓練されているか。子どもの被曝の影響は大人より何百倍も高いとされているので心配。	今後作成する避難計画では、通勤・通学者の避難方法についても検討する必要があります。特に要援護者でもある子どもの避難については十分な検討を行う必要があると考えています。
2-62	原発が廃炉になるまでの間、私たちは原発事故がいつ起こるのか脅えながらの生活となる。原発事故が起こった際の避難は長時間被ばくしながらの覚悟でいる。一番の心配は親が仕事で、子供たちと離れているとき。その時の保育園での対応策、ヨウ素剤の問題など今後どうなるのか。ヨウ素剤の全戸配布含め、積極的に検討してほしい。	
2-63	寝たきりの老人がいる。避難は具体的にどうしたら良いのか。迎えに来ていただけるのか。	今後作成する避難計画では要援護者の避難について高齢者、障害者、乳幼児等の区分のもと個別に検討を行う必要があると考えています。
2-64	母は車椅子の生活をしている要介護者。避難場所には、介護士はいるのか。	要援護者の避難場所には必要な支援人材を配置することが必要だと考えています。要援護者の広域避難計画の中で検討してまいります。
2-65	化学物質過敏症のため、人と一緒に避難はできないし、避難場所の化学物質が気になる。避難場所は新建材を使っていない。また過敏症状がでた時、対応できる医師はいるのか。動悸、不整脈など酷くなる。	医療の必要な方の避難については、別途検討する必要があると考えています。
2-66	一週間後に手術という時に避難となれば、手術は避難先で受けられるのか。	
2-67	対人恐怖症の息子が避難生活ができるかどうかが不安。	
2-68	高齢者（60歳以上とか）で避難もしたくないという者たちの意見も尊重してもらいたい。狭い日本で逃げる場所はない。	避難計画の作成に当たり、そうしたご意見をお持ちの方への対応についても、想定しておく必要があると考えています。
2-69	一番心配しているのは、障がい者、老人。そして車などの移動手段を持たない人たち。避難勧告が出て移動できず自宅にとどまっていたという例が先般の東北大震災と原発事故でも多数あった。たとえ避難所へいっても、障がい者、老人を抱える家族にとって、避難所は長く滞在できる場所ではない。いる場所がなく、とても居心地が悪くなって、自宅に帰ったという例もたくさんあった。自宅に帰った家族は原発事故の放射能におびえながら孤立していく。原発で事故がないことを願うばかりだ。	今後作成する避難計画では要援護者の避難について高齢者、障害者、乳幼児等の区分のもと個別に検討を行う必要があると考えています。ご意見の趣旨は検討の中で配慮します。
2-70	ペット同伴で避難はできるか。	本計画には明記しておりませんが、ペット同伴での避難を希望される方がおられることも想定する必要があると考えています。
2-71	避難させるために、善良な市民を使わないでほしい。ましてや、地域の防災を支えている消防団を利用しないでほしい。関電に避難の時の必要人材を確保させること。	避難措置を円滑に実施するためには様々な機関の支援が必要です。詳細は今後作成する避難計画の中で検討してまいります。関西電力には発電所本体の防災対策に全力を上げていただくと共に、周辺地域の緊急時モニタリング、スクリーニング等で役割を担っていただく必要があると考えております。
2-72	避難場所で人員は何人配備されるのか。またその人員は市から出向するのか。	広域避難における避難場所の管理運営体制については、広域避難計画の中で検討してまいり

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
2-73	市が作文のように避難計画を立てるのは困る。公民館のある町単位でどう避難するかを考えるような、ボトムアップの方法をとってみてはどうか。そしたらより具体的な計画につながると思う。また、どこかの町と協定を結んだり、ライフラインがなくなったときのために、各小学校にかまどやお風呂を作るとかも必要。	地域コミュニティ単位の避難の重要性は認識しておりますので、広域避難計画の中で尊重していきたいと考えています。
2-74	避難場所で生活なんかしたくない。	避難場所以外の場所で生活される方々にも必要な支援が行われるよう配慮していく必要があると考えています。
2-75	避難先の受け入れ態勢は整っているのか。問い合わせたところ、公民館の鍵は開ける、それ以後はそちらに任せると言われたのだが。	広域避難における避難場所の管理運営体制については、広域避難計画の中で検討してまいります。
2-76	避難場所での食料は何日分用意しているのか。	市町村が地域防災計画で指定している収容避難所では通常3日間程度の食料・飲料水の備蓄がなされているものと考えておりますが、それとは別に避難場所への速やかな食料、飲料水、その他生活物資の供給を行うこととしています。
2-77	実際の避難の経費はいくらかかるか算定しているのか。自然災害ではあるまいし、高濃度の汚染地に入る人にはお金を要求される。日当5万でもいくかわからない。	現時点では避難に要する経費の算定は行っておりません。災害救助法により避難に要する経費は最終的に国が負担することとなります。
2-78	「プラン」と言いながら、曖昧な表現で何の具体策も盛り込まれていない。ヨウ素剤の配布、外部からの避難者の受け入れ、市民の避難方法や場所など何ら具体的に定義されていない。	安定ヨウ素剤の配布については、原子力災害対策指針で方針が具体的に示されていないので、現時点では概括的な記載しかしておりません。また、広域避難については、本計画に示した方針に基づき、現在、関西圏域全体での受入調整を行っており、その結果を踏まえ、平成25年度中を目途に、広域避難に関して本計画でより具体的な内容を定めるほか、避難元・避難先双方の府県・市町村で、避難計画策定や受入体制等の検討を進める予定です。
2-79	京都府、福井県などからの大量の避難者の受け入れを想定し、避難場所だけではなく放射能被曝専門医の確保など、十分な受け入れ態勢を構築すること。	今後作成する広域避難計画の中で避難受入先での被ばく医療体制の確保も含めた受入体制の整備について検討してまいります。
2-80	避難道の確保、どこに避難させるかの具体的な計画、避難の方法、バスなどを何台用意出来るのか、避難の際のヨウ素剤の配布、安全な水・食料・消耗品の確保、病人の搬送方法、などなどすべきことは山のようにある。中央で決めることと、各市町村で決める事を分担し、細かい事は補助金を出して、各市町村で決めるのが良い。SPPEDIなどの情報が一般に出なかったが、安全情報（地震・気象）が携帯に届くように、そういう情報（放射能の濃度、風向き）も携帯に配信出来ないか。原発事故が起これば、避難するより仕方が無く、また元の生活に戻る保証もない。家をどうするか、仕事はどうするか、など国とも話し合っていたきたい。	関西広域連合では、関係府県・市町村と連携し、平成25年度中を目途に、広域避難計画を取りまとめる予定です。その中でご意見の点は検討してまいります。SPEEDIの活用や被災者の生活支援については、引き続き国に対応を求めていきます。

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
2-81	<p>避難を考えるうえで考慮すべき要素</p> <p>誰：健常者、障害者（身体、精神）、高齢者、幼児、施設入所者、病院入院者（重症、中症、軽症）、家畜、ペット</p> <p>時：朝、昼、夕、深夜、早朝</p> <p>季節：春、夏、秋、冬</p> <p>地域：道路網、鉄道網、人口密集、過疎地、平地、山間部、都市部、農村、工業地域</p> <p>食料確保：非常食、飲料水、医薬品、常備薬</p> <p>避難場所：公共施設、商業施設（ホテル、旅館、スーパー）、個人宅</p> <p>室温、湿度管理：ストーブ、扇風機、エアコン、除湿機、防寒対策</p> <p>エネルギー源確保：灯油、ガソリン、ガス、自然エネルギー活用、蓄電池、発電機、木材、紙類</p> <p>寝具、日用品：毛布、フトン、着物（下着、上着、ジャンパー）</p> <p>広域避難：原子力災害の重要度と核拡散を早急に予見し、それに見あった避難場所（府、県、市単位）と避難経路の設定</p> <p>住民への情報伝達：テレビ、ラジオ等公共機関を通じて実施、停電時の情報伝達、パソコン、携帯電話、正確な情報伝達を早急に実施可能な態勢</p> <p>救援団体：消防、警察、市・町・村、ボランティア（団体・個人）、医療チーム、自衛隊</p> <p>災害の重要度については日本海側の原子力発電所がすべてメルトダウンする可能性を考えておかなければならない。今後、想定外という考えは通用しないと私達は心しなければならぬ。</p> <p>災害時の核物質測定箇所の決定</p> <p>避難訓練の実施</p> <p>救出体勢：地震による原発災害の場合、その周辺では家屋の倒壊等による被災者救出を考えねばならない。まず地域住民による救出とそれが不可能な場合、早急に救援団体に依頼出来る体勢が必要。</p> <p>帰宅困難者への対応：避難所の確保、安全性の確保、照明設備</p>	<p>今後作成する広域避難計画の中でご指摘のような様々な要素について具体的に検討してまいります。</p>
6	<p>6 飲食物の出荷制限、摂取制限</p>	
2-82	<p>内部被曝回避という用語を明記すること。</p>	<p>「6飲食物の出荷制限、摂取制限」の節の文中「飲食物の出荷制限、摂取制限は」を「経口摂取による内部被曝の影響を回避するための飲食物の出荷制限、摂取制限は」に改めます。</p>
2-83	<p>「内部被ばく回避」という用語を明記すること。</p>	
2-84	<p>分析に用いるゲルマニウム半導体検出器は1台2t近くあり、設置には建物の改修が必要な場合もあるため、設置場所は建物の構造を確認した上で決めなければならない。また、分析結果は設置場所のバックグラウンド値が影響する場合もあること、サンプルを運ぶための時間も考慮する必要があることから、予め分析機械の設置場所は決めておくべき。</p>	<p>飲食物や水道水の検査機器については既に府県・関係機関で一定の整備がなされています。頂いたご意見は構成団体と共有し、今後構成団体が検査機器の追加整備を行う際の参考とさせていただきます。</p>
2-85	<p>農林水産物のモニタリングについて福島県は農業総合センターに分析課を新設し、農業職の他、林業や水産の技術職員も含めた混成部隊で行っている。機械の配備の他、職員の配置も含めると、現状の体制が組めるまでに半年もかかっている。予め分析技術を持った職員があればもっと早く体制確保ができたと思うので、予め準備しておくことよい。また、「緊急時」の分析結果は「平常時」との比較も必要なため、国の「環境放射線モニタリング指針」に従い、平常時モニタリングは、四半期ごとを基準に、農林水産物の出荷時期も考慮して行うべき。平常時モニタリングを農業技術職員等が行えば、分析技術の習得、向上にも繋がる。空気や水のモニタリングは定点で、かつ自動測定器もあることから、予め決められた計画に基づき粛々で行える。しかし、農林水産物については、想定外の事態（予定外の地域から、思わぬ作物が出荷される場合）が起こりやすいので、できる限り具体的かつ詳細な計画を策定しておく方が望ましい。</p>	<p>原子力災害対策指針では、国が、緊急時モニタリングの結果（空間放射線量率）から飲食物中の放射性核種濃度測定を実施する地域を特定し、0.16を超える飲食物の摂取制限を実施することになっています。頂いたご意見は構成団体と共有し、今後構成団体が検査体制整備を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
2-86	原発事故時からすぐに野菜や牛乳、飲料水、牛肉などのモニタリングを開始し、住民の放射線被曝を最小限にとどめること。	原子力災害対策指針では、原子力事業者から異常事象の通報があった段階で、国、自治体が緊急時モニタリングを開始することになっています。飲食物に関しては、「飲食物に係るスクリーニング基準」により測定区域を特定した上で、「OIL6」により摂取制限の措置が講じられることになっています。
2-87	東日本大震災では、「静岡茶」にも、一時汚染の報道がされた事実があることから、関西地域以外の地域への影響も勘案しておく必要がある。	「6飲食物の出荷制限、摂取制限」は、国が示す飲食物に係るスクリーニング基準により測定区域を特定した上で、国が定めた基準（OIL）に基づき実施されます。当該措置はその基準を越える区域で実施されるため、福井県内の原発事故に起因する飲食物の出荷制限が関西圏域外でも必要になる場合もあると想定されます。関西圏域外で必要になる飲食物の出荷制限は、国の指示により当該都道府県が実施しますので、本計画で特段規定する必要はないと考えています。
2-88	琵琶湖の水汚染に対して、どう飲料水を確保するのかの具体的な計画を立てること。	滋賀県が行う琵琶湖への影響予測の結果、広域で水確保対策を講じる必要があると考えられる場合は、その検討を行うこととしています。
2-89	若狭の原発で事故が起これば、関西1,450万人の命の水瓶である琵琶湖が汚染される。関西広域連合は「来年3月末予定の滋賀県の琵琶湖の汚染などについての調査結果待ち」と言っている。事故はいつでも起こりえる。来年の3月の前に起こるかもしれない。飲料水をどのように確保するのか、今、具体的な計画を示すべき。	
2-90	琵琶湖が汚染されると水をどうするのか。避難場所で更なる内部被曝をすることになるのではと心配。	
2-91	福井県で原発事故が起こると、琵琶湖が汚染され、飲料水が使えなくなる可能性が極めて高い。淀川の水を使用している阪神水道企業団、関係市などとも連携し、飲料水の十分な確保対策をとっておくこと。	
2-92	大きな問題がある。とりわけ気になるのは「琵琶湖への影響予測は今後の検討課題」とあるところ。もし琵琶湖が放射能に汚染されたら、その影響は琵琶湖から取水している近畿一円に広がってしまう。真っ先に対策をたてなければならぬにも関わらず、それが「今後の検討課題」とはどういうことか。こんな状態で大飯原発が動いていることに本当に恐怖を感じる。日本全国どこで地震が起きてもおかしくない。防災計画を立てるのはよいが、その前提は原発を止めることだ。止めていれば、何年でも「今後の検討課題」としてじっくり考えることはできる。しかし、原発を動かしたままではそんな悠長なことは言っていられない。	
2-93	琵琶湖の放射能汚染は、福島原発事故とはまた別の大きな問題だ。子どもたちに放射能入りの水を飲ませるわけにはいかない。飲み水が確保されなければ、やはり避難することになる。琵琶湖が汚染される可能性がある限り原発の停止を求めて欲しい。	
2-94	近畿の水がめである琵琶湖の汚染に対する対策が示されていない。	
2-95	滋賀県が取りまとめ予定の琵琶湖への影響予測結果に対応して、汚染されにくい水源の涵養方法を検討すべき（山林、河川等の整備）。	滋賀県が行う琵琶湖への影響予測の結果、広域での対策を講じる必要があると考えられる場合は、その検討を行います。ご指摘の点は、その検討の中で参考にさせていただきます。
2-96	「琵琶湖汚染」の場合にあっては、下記の「双方の影響」を考慮すること。 ア 淀川流域の流水自体からの汚染 イ 東京都下の事例と同じく「空中からの飛来物」としての汚染	

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
2-97	<p>近畿の水瓶である琵琶湖が、不幸にして放射能汚染されたとしたら</p> <p>ア その淀川下流域に生活している全住民の生活（飲用水）はどうなるのか。</p> <p>イ 同じく、下流域での農業者らが営んでいく上での農業用水はどうなるのか。</p> <p>ウ 同じく、下流域での商工業者らが営んでいく上での産業用水、工業用水はどうなるのか。</p> <p>エ 枚方市民41万人の生活はどうなるのか。代替水源対策は。</p> <p>オ 枚方の産業界への影響はどうか（工業用水）</p> <p>カ 新生児、乳幼児らへの影響はどうか（甲状腺障害）</p> <p>キ 琵琶湖の漁業への影響はどうか。</p> <p>ク 大阪湾への汚染の程度は。漁業への影響はどうか。</p> <p>ケ どの程度の期間が経過すれば収まるのか、収まらないのか。収まらないとなれば、どうなるのか。</p> <p>コ 関西全域の経済界、産業界への影響はどうか。</p> <p>サ 予想される風評被害についてはどうなのか。</p> <p>シ 関西全域の観光産業界への影響は。</p> <p>ス 汚染の程度・状況により大きく異なる内容ではあるが、総合的な判断として琵琶湖本体の機能の回復の可能性は。一体全体、淀川下流域の住民らは、どこで、どないして生活したらええちゃうんや。</p>	<p>滋賀県が行う琵琶湖への影響予測の結果、広域での対策を講じる必要があると考えられる場合は、その検討を行います。その中で、ご指摘の点についても、必要に応じ、検討してまいります。</p>
2-98	<p>「水道水の摂取制限」の「飲料水の備蓄計画」など絵に描いた餅。夏など飲料水は直ぐに腐敗する。それを防ぐには膨大な冷蔵設備が必要で、それには膨大な電力が必要。さらに必要なのは飲料水を含めた生活用水である。汚染された琵琶湖の水を利用できないときの生活用水はどのようにして確保するのか。それができないなら、関西広域の住民は汚染水で煮炊きせざるを得ない。ピキニ環礁の水爆実験のとき日本の漁船の人たちは海水で体を洗った結果、すごく健康状態を悪化させたという。</p>	<p>飲料水の備蓄は、現在でもペットボトル等の保存飲料水を備蓄している自治体があり、冷蔵は不要です。滋賀県が行う琵琶湖への影響予測の結果、広域での対策を講じる必要があると考えられる場合は、その検討を行います。</p>
8 住民等への的確な情報伝達体制の整備		
2-99	<p>緊急避難発生時に、市民に素早く正確な情報を届け、適切な指示があることを求める。必要な情報がなかったり、不正確だったりして住民の判断が出来ないようでは、混乱に至り、余計な放射能被ばくをすることになる。</p>	<p>「8住民等への的確な情報伝達体制の整備」において住民の皆様へ適切な情報を迅速に伝達する体制を整備する旨を記載しています。今後本計画に基づき情報伝達体制の整備に取り組みます。</p>
2-100	<p>情報公開・伝達方法を具体化すること。</p>	
2-101	<p>大事故の発生や避難指示の知らせを、住居が離れて点在している地区の住民にどうやって知らせるのか。原発からの距離が近い地区の人々にとって、正しい情報と的確な指示が遅れることは命取りになる。</p>	<p>住居が離れて点在している地域の住民の皆様への災害時の確実な情報伝達手段の確保は、地方公共団体の重要な課題で、これまで防災行政無線等の整備を行ってきたところです。今後も迅速・的確な情報伝達体制の整備に取り組んでまいります。</p>
2-102	<p>事故が発生したら真実を即時公表し、避難安全の確保をスピーディーに行うこと。住民への情報周知について、現在の大阪市の防災無線は家屋にいと全く聞こえない。即刻改善すべき。また、メール発信についても契約者が携帯電話会社に登録した場合に限られ、また会社によっては機種種に買い替えなくてはならない。メール発信については携帯保有者全てにメール発信できるように行政と会社が提携すべき。</p>	<p>ご意見の趣旨は「8住民等への的確な情報伝達体制の整備」に記しています。大阪市の防災無線についてのご意見は、大阪市に伝達します。携帯メールを活用した災害時緊急メールは、自治体や通信事業者から様々なサービスが提供されています。メール発信は全携帯保有者に一律に行うべきものではなく、お住まいの地域やライフスタイルに応じて各人が必要な情報を素早く入手できるよう各人で登録いただくべきものと考えています。</p>
2-103	<p>福井県の原発で重大事故が起こった時は、エリアメールなども活用し、直ちにその情報が、県民に届けられるよう対策をとること。併せて、SPEEDIデータなどタイムリーな放射性物質拡散予測図を公表すると共に、県民にただちに情報発信し、安全に避難するための一助とすること。</p>	<p>自治体や通信事業者から提供されている携帯メールを活用した災害時緊急メールを原子力災害発生時も活用することになると考えています。必要な情報を素早く入手できるよう各人で登録いただくよう引き続き働きかけてまいります。SPEEDIについては機能拡充による信頼性の向上やUPZ外にある府県への情報提供を国に求めています。</p>
2-104	<p>住民の理解力を信じて、核種ごとのデータ公表を隠蔽せず行うこと。</p>	<p>国が一元的に収集・分析するモニタリング情報を誰でも簡易に閲覧できる仕組みを整備するよう国に求めています。</p>

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
9 住民等に対する知識の普及啓発		
2-105	関西広域連合として、関係周辺府県、関係単位自治体などへの更なる周知を徹底すること。	本計画改定後、構成団体・連携県及び管内市町村に広く周知を図ることとしています。また、「9住民等に対する知識の普及啓発」として平成25年度中に原子力防災に関するわかりやすい普及啓発コンテンツの開発を行い、関西広域連合HPに掲載する他、構成団体が作成するパンフレットの共通素材として提供していく予定です。
2-106	平常時より放射性物質の危険性に対する学習を重ねること。	
2-107	プランが完成すれば、それを関西広域連合や所属各自治体のHPに掲載するだけでなく、ネット環境のない家庭や高齢者、障がい者、外国人居住者にもわかりやすい紙媒体のパンフレットにして配布すべき。	
10 防災訓練への参加等		
2-108	様々な想定の上立って、どう避難するか、どう災害を少しでも小さく抑えるかを住民が、自覚的に各人がどう行動できるかまでシュミレーションできるような訓練を可能にしてほしい。以上のことが可能な防災計画を立てることが、最大限の予防につながると考える。	原子力災害に関する総合的な防災訓練は毎年国、事業者、所在県が中心になって実施しています。さらに広域での、広域避難の訓練が必要と考えており、広域避難計画の策定後に、こうした訓練の実施について検討してまいります。
2-109	危険を最大限に認識するには不十分。避難訓練をすべき。	
2-110	避難訓練を実施すること。	

3 「災害への対応」について

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
【初動段階・応急対応段階】		
1 活動体制の確立		
3-1	原発事故時、行政の横の連携はとれているのか。警察や市や国交省、各自治体、様々などところで連携が必要。	原発事故時には現地に「現地事故対策連絡会議」「原子力災害合同対策協議会」が設置され、国、事業者、自治体、警察、消防その他関係機関が参加し、連携して対応することとなり、広域連合もこの場に参画することとしています。原発事故時に円滑に連携が図られるよう、広域連合として、普段からこれらの関係機関との連携強化にも取り組んでまいります。
2 屋内退避、避難収容等の防護活動		
3-2	福島原発事故では、学校等は屋外授業を含め通常通り行われており、無用にヨウ素131の被曝に繋がったとも言われている。原発で重大事故が起こった時は、広域に放射性ブルームが飛んで行くことが予測されることから、事故後ただちに県内全域で屋内退避勧告を出すこと。	原子力災害対策指針に示された防護措置基準に基づき、迅速・的確に必要な防護措置が講じられるよう体制の整備などに取り組んでまいります。
3-3	原子力災害発生時、住民や各基礎自治体首長などが独自に判断する避難・移住などの自由を、混乱回避・治安維持・風評被害防止などを理由にみだりに制限しないこと。	原子力災害対策指針では、防護措置の実施判断は、国（原子力災害対策本部）が行い、その指示を地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう伝達することとなっています。一方、災害対策基本法では市町村長は地域住民に避難等の指示ができることとなっています。双方の規定に配慮し、迅速・的確に防護措置が講じられるようにする必要があります。
3-4	汚染基準値設定の議論は不毛。限りなくゼロにすることが望ましい。	福島第一原発事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策指針では、無用な被ばくを避けるための実効的な防護措置を実施する判断基準として、具体的な防護措置基準（OIL）を定めています。
4 飲食物の出荷制限、摂取制限		
3-5	農林水産物の緊急時モニタリングについては、地域の農業生産状況を把握している府県がイニシアチブを取るのが望ましい。府県には普及組織があり、主立った産地は把握できているはず。また、日頃からの生産者や生産者団体との繋がりが非常時に役立つと思う。	「4飲食物の出荷制限、摂取制限」に記載のとおり、農林水産物のモニタリングについては従前どおり府県のイニシアチブで行われます。広域連合としては、府県による対応の情報を収集し、一元的に発信することで、府県民の理解を醸成する役割を担う行うこととしています。

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
【復旧・復興段階】		
9 被災者の生活支援		
3-6	避難生活に関して30km圏内などと線引きするのではなく、自主避難者を含めた住民、被災者への十分な物資や生活スペースの確保、雇用対策を国と地方自治体の責任で行うこと。	福島第一原発事故においては、国が原子力被災者生活支援チームを立ち上げ、被災者の実情に合わせたきめ細かな生活支援を地方自治体と連携して実施しています。今後原子力災害が発生した場合でも同様の対応がなされるよう明記します。
3-7	最悪の場合は迷わず移住支援を行うこと。	避難期間が長期に及ぶ場合の移住支援についても被災者の生活支援の中で対応すべき旨を明記します。
3-8	移住支援のあり方を明記すること。	
11 放射性物質による環境汚染への対応		
3-9	福島の災害に冷静に向き合う施策として、いわゆるホットスポット、汚染水、都市の下水汚泥に濃縮される放射性物質、除染事業廃棄物、放射能検査不合格試料の行方を公開し、安易に焼却して再拡散しない適切な方法の開発を号令すべき。	発電所施設外に拡散された放射性物質の処理方法が従来の法令で定められていなかったことから、福島第一原発事故の際は「放射性物質汚染対処特措法」（平成24年1月1日施行）が制定されました。今後、同様の事故災害があれば、同法に準拠して環境汚染への対処がなされるものと考えられます。また、低レベルで汚染された廃棄物については、廃棄物処理法の適用を受け、安全確保のため上乗せされた処理基準により地方自治体で適正に処理されることとなります。
3-10	原発災害により発生した汚染物質の厳重な集中管理を、すみやかに事故責任当事者に求めること。その原則に反する政策に反対すること。	なお、本計画では、廃棄物処理対策については、現時点では、広域連合としてとるべき対応が特にないと考えられるため、詳細な記載をしていません。
3-11	放射能汚染物は拡散させないことを明記すること。	
3-12	放射能汚染物を産業廃棄物としてリサイクルさせないこと。	
3-13	放射性物質に汚染された物を拡散させないことを明記すること（コンクリートや木材チップを含む）。	
12 原子力損害賠償		
3-14	廃炉にするプロセスで使用済み核燃料プールが福島原発4号機のように地震、津波で事故をおこすことは容易に考えられるので、その際の住民の安全確保、避難生活、復興、賠償の対策は、当然、住民を主人公として、国、地方自治体、電力会社の責務として行うべき。	P.48「5原子力損害賠償」に記載のとおり、原子力事業者に一義的な責任があるものとして、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく原子力損害賠償制度が設けられています。
3-15	賠償は国と電力会社でスピーディーに行うべき。	万一の際の自主避難者を含む被災者の生活保障や賠償については、福島第一原発事故の経験を踏まえ、一層充実した対応が迅速に行われるよう国に働きかけてまいります。
3-16	当面の避難だけでなく、2ヶ月3ヶ月～1年2年の単位での生活資金、その後の保障など被災者の支援ルールを事前に明らかにしておくこと。そのことで、少しでも安心感を提供できる。	福島第一原発事故では、国が原子力被災者生活支援を設置して被災者の対応に当たっています。原子力被災者支援のルールづくりは国が行うべき事項と認識しています。このため、本計画では「9被災者の生活支援」「12原子力損害賠償」のような簡易な記載に止めています。
3-17	土地奪われて、避難といえるか。	土地・建物が原子力災害により使用不可となった場合は、原子力損害賠償の対象となります。
3-18	田植えの準備中に避難命令が出た時、田植えはどうしたら良いのか。できなければ、その年の収益がなくなるが、補償してくれるのか。どこから賠償の金がでてくるのか。詳しく教える。	原子力災害に起因する収入の喪失には原子力損害賠償制度により一定の補償が行われます。詳しくは文部科学省研究開発局原子力課にお問合せください。
3-19	仕事ができない時の賠償はできるのか。	
3-20	仕事がなくなった時の対応を教えてください。日本国民は働く義務があるが、一企業が起こした事故で、避難計画を作り、避難場所に押し込めるのは、基本的な人権を侵していないか。	

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
3-21	家の35年ローンが始まったばかりだが、どうしたらいいのか。不安が募る。	原子力災害に起因する損害には原子力損害賠償制度により一定の補償が行われます。詳しくは文部科学省研究開発局原子力課にお問合せください。
3-22	仕事できなくなった時の補償は関電がするのか。市に勧められて物件を購入したが、ローンが20年近く残っている。共働きで何とか暮らしているが、そんな家庭の収入は準備されているのか。	
3-23	日本で起こる2度目の原発事故で義援金なんか集らない。どうやって避難する人の生活支えるのか。言えないなら、原発を止める、廃炉にしろ。	

4 計画全般について

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
4-1	まず、福島原発事故の被災者と面談して、声を聞き取るべき。関西にも多くの方が来ている。事故当時の様子はどうだったのか、どうやって事故を知ったのか、避難先は何力所移転したのか、現在困っていることは何なのか等々、福島原発事故の実態から検討すべき。とりわけ若狭の原発の場合、京都、大阪、神戸、名古屋などの大都市がある。本当に避難が可能なのか、原発事故で避難を余儀なくされた人達と面談することから始めてほしい。そうでなければ、絵に描いた餅だ。	福島原発事故における避難の実態については、国の資料や事故調査委員会報告、書籍「福島から東京へ」や福島大学の研究者の講演を聴取するなどにより、できる範囲で収集し、計画策定の参考にしています。今後とも被災者の経験を情報収集し、計画改定の参考にまいります。
4-2	福島原発事故の際に避難した住民への聞き取り調査を行い、実態に即した内容にすべき。	
4-3	防災計画は、本来、もしもに備えて、最大限考えられることを準備することだと思いが、この度の案では、できていない。まず、福島原発事故で起きた事柄がきちんと活かされていない。特に避難については、体験者の話をもっと聞いていただきたい。また、水がどんなに大事であるか、水が確保できなかったらどんなことになるか、水源の琵琶湖が汚染される可能性があるのも、もっときちんと対策を示してほしい。地震がいつ来るかわからない不安の中、大飯原発が動いていて使用済み燃料など核のゴミが刻一刻と増えている。怖くてたまらない。	福島第一原発事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策指針に基づき計画案を取りまとめています。水については、滋賀県が行う琵琶湖への影響予測の結果、広域での対策を講じる必要があると考えられる場合は、その検討を行います。
4-4	住民の心身の健康管理体制、風評被害と放射性物質等による実害の影響の軽減、事業者への損害賠償の請求等に必要資料の作成、住民のスクリーニングや汚染物質の拡散を制限する措置など、その影響を最大限防止するための措置を講じてほしい。	原子力災害に起因する損害には原子力損害賠償制度により一定の補償が行われます。詳しくは文部科学省研究開発局原子力課にお問合せください。放射性物質の拡散防止については、原子力災害対策指針に定められた防護措置基準により、スクリーニング、飲食物の出荷制限等が行われることとなっています。
4-5	広域連合は市民に対して、原発事故時の避難方法の防災教育を推進し、更に、各自治体への具体的な避難体制づくりへの支援を実施してほしい。例えば、事故発生時に市民に避難を呼びかけるための必要な情報項目のラインナップ、安定ヨウ素剤の備蓄と服用のためのシミュレーション、市民に安全に水と食料を配布する方法など。何より、事故発生時に出勤する消防、救急、警察などの方々の安全を確保するための情報や防災訓練を推進してほしい。	関西広域連合では、関係府県・市町村と連携し、平成25年度中を目途に広域避難計画の取りまとめを行う予定です。ご指摘の点については、その中でできる限り具体化していきたいと考えています。また、広域避難計画の取りまとめ後、その内容を検証するとともに、各自治体の対応能力を高めるため、訓練や研修も行っていきたいと考えています。
4-6	放射能汚染のあった場合の中長期的危険回避の計画（食料、水、防衛グッズ）を作ること。	飲食物については、原子力災害対策指針に基づき、出荷制限、摂取制限が行われます。必要な飲食物、生活用品等の確保については、関西広域応援・受援実施要綱等に基づき、関西圏域内外から広く調達することとしています。
4-7	福島第一原発事故を踏まえ、もっと具体的な計画を立ててほしい。内容を見ていると、「検討する」「適切な処置をとる」の言葉が多く見受けられ現実味が無い。また、事故が起きてしまえば福島のように、一生戻れない場所ができてしまうことも踏まえ、もっとちゃんと考えてほしい。	原子力規制委員会による原子力災害対策指針の検討が未だ完了していない状況のため、ご意見のとおり、本計画も具体的な検討ができていない部分が残っています。今後も指針の改定状況を見ながら、本計画の充実を図る予定です。

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
4-8	日本及び世界で地震が頻発している。今後、東日本大震災級の災害が発生しても不思議ではない。経済活動は地域の安全、住民の安全、安心があってはじめて成立するものだ。人間が一番大切であり、そのための経済である。原子力発電によるエネルギー確保はあきらめる勇氣こそ必要。一国民として出来る限り節電につとめていく。その上で早急に自然エネルギー等再生可能エネルギーの開拓を進めねばならない。それを考えた上で、現在ある原子力発電所過酷事故発生時の対応もおかねばならない。誰かにまかせておしまいではなく国民一人ひとりが考えてゆかねばならない。	ご意見のとおり、現在ある原子力発電所の事故発生時の対応が必要なことから本計画を策定しています。住民の皆様一人ひとりの課題でもあることから、今後関西広域連合としても、住民の皆様に対し、原子力防災に関する知識の普及啓発に取り組んでいく予定です。
4-9	責任者は誰か。	原子力災害対策の最終的な責任者は原子力災害対策本部長を務める内閣総理大臣です（原子力災害対策特別措置法第17条）。
4-10	特に子どもを1μSvでも被曝させないでほしい。	日本国内にお住まいの方は環境中から年間平均1.5mSv程度の被ばくをしているとされています。また、東京～ニューヨーク間の航空機旅行（1往復）で200μSvの自然放射線を受けるとされています。1μSvのレベルの被ばくは健康には何ら影響のないレベルとされています。
4-11	対策にかかる経費については、原子力発電所を推進してきた政府及び電力会社に求めること。	一連の防護対策に要した経費は、災害救助法により国が負担するとともに、事業者に求償されることとなります。
4-12	電力業界から独立した人選を行う、と明記すること。	本計画の検討を行うため設置した「関西広域防災計画策定委員会原子力災害対策専門部会」の委員については、構成団体と協議し、公平中立に人選を行いました。

5 その他（計画以外）について

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
パブリックコメントについて		
5-1	このパブコメはweb上で集められている物で、広く告知されていない。ネット環境にない人は知る事ができない。その対策を示して欲しい。	パブリックコメントの実施について記者発表を行いました。あいにく新聞紙面等で大きく取り上げられず、実態としてWEBへのアクセスが困難な方には認知しにくいものになってしまいました。広域連合本部事務局及び広域防災局や構成団体防災部局にお問い合わせいただくと、資料一式をお渡しするようしておりますので、WEBへのアクセスが困難な方にはご紹介いたしますようお願いいたします。
5-2	パブリックコメントを防災のアリバイ作りに利用せず、確実にプランへ反映させること。	計画に反映させるべき具体的なご意見を広く聴取するのがパブリックコメントを行う目的です。頂いたご意見一つひとつについて真摯に計画への反映を検討させていただいております。
国・府県・市町村に対する要望		
5-3	福島事故の詳細な原因が分かっていない以上、大飯を動かし、防災指針を作るのは無理がある。新潟の泉田知事の複合事故を経験されている教訓をいかしてほしい。	国に対し、福島第一原発事故の原因究明に引き続き取り組むこと、また、新たな知見が見出された際は、原子力発電所の規制基準等を速やかに見直すことを求めてまいります。
5-4	災害対策拠点や関連設備配備、避難拠点地域が機能不全に陥った場合のバックアップを含めた対策を考えておくこと。	福島第一原発事故で機能しなかったオフサイトセンターについては、その教訓を踏まえ、国がその役割・機能や代替オフサイトセンターの設置等について検討し、強化を進められているところです。
5-5	SPEEDIの使用と公表を義務化すること。	SPEEDIは国が所管しているため、ご意見の趣旨の反映は困難です。
5-6	関西の住民の健康を守る立場から、年1mSv以下の線量基準を厳守する計画を立てるべき。国の避難基準は高すぎる。年1mSvの基準を厳守する計画ができないのなら、原発の稼働を許すべきでない。	本計画は原子力災害対策特別措置法に基づき原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に基づき策定しています。ご意見は同指針に対するご意見とされます。恐縮ですが、国にご提案くださいますようお願いいたします。

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
5-7	市の30km外の避難計画を見てから、ずっと疑問に感じている。避難所がとにかく30kmより一歩でも外だったらいいみたいな計画だった。ほんとに市民を放射能から守る気があるのか。うちはぎりぎり30km内ではないけど、事故が起きたらすぐ南へ逃げたい。いくら安全だと報道されても、危ないことはわかりきっている。	お住まいの市の避難計画については市にご連絡ください。本計画では関係周辺府県は府県域を越える広域避難計画を作成することとしています。
5-8	避難場所が福知山や亀岡とあるが、そこが避難場所に適しているという判断はどのような根拠を持ってなされているのか。	
5-9	政府の予想で50mSv/週になっている地域を堂々と避難場所に設定している市の意見を伺いたい。	
5-10	避難計画の策定については、作文でなく実効性のあるものにするために、福島での現実と経験を踏まえ、同時に市独自の課題を見据えた基準を提示し、市民に向けて説明会、公聴会を開催してほしい。市民に正しい情報を示し、市民の選択を重視した避難計画を考えてほしい。	
5-11	防災計画について、各町に対して市からの具体的な説明会の開催を希望する。	お住まいの市に対するご意見のようですので、市にご連絡くださいますようお願いいたします。
5-12	移住希望者が減っている。市長は、原発問題に関して言及されてない。避けているようにも感じる。責任を感じてほしい。	
5-13	市の防災計画作成にあたっては、放射能の専門家・学者・研究者・ジャーナリスト・被災者避難者などを加えて、本気になって作ってもらえるよう要望する。自然災害とは違う。認識を改めていただきたい。本気なら、近くに素晴らしい方がたくさんおられるから、どんどん呼んで加わってもらおうべき。ヒロシマ・ナガサキ・ビキニ・フクシマの被曝者の方たちと、原発労働者の方たちの無念の想いを受け継ぎ、避難計画の無意味さを訴えたい。	お住まいの市に対するご意見のようですので、市にご連絡くださいますようお願いいたします。関西広域連合では、本計画の策定に当たり、関西広域防災計画策定委員会の下に「原子力災害対策専門部会」を設置して検討を進めてまいりました。
5-14	市の計画は、専門の知識をもった研究者・科学者・ジャーナリストと、被災者・避難者を加えた市独自の「防災計画作成委員会」を立ち上げて、再検討してほしい。自治会・防災委員会など、地域ごとに意見を聞き、住民自身が学び・考える「計画案」作りも並行して行ってほしい。	
5-15	市議会議員、府議会議員は何をしているのか。	お住まいの地域の府県庁・市役所に直接お問合せください。
5-16	関電に貰う金が2億は少ない。もっと貰うべき。危険な地域が10kmから30kmになったのだから交渉すべき。	大変恐縮ですが「関電に貰う金が2億」の意味が不明です。
原子力発電所の稼働について		
5-17	地震列島日本で原発を安全に運転する技術はないことが福島で証明されたにもかかわらず、いまだに国民の命・健康を賭けに晒してまで原発を動かそうとする理由が分からない。経済以前の問題として安全でなければ動かさない、安全な原発はない、ということを再確認してほしい。	ご指摘のとおり絶対安全といえる原発はないとの前提で本計画を策定しています。このため、「1計画の目的」に「あらゆる安全対策に取り組んでもなお、事故災害が発生する場合に備えて」その対応策を取りまとめると記載しています。
5-18	改定案は原発稼働が前提で対策が考案されていることに大きな問題がある。関西の水がめである琵琶湖の汚染は住民の命を脅かすものになる。改定案は、現在稼働中の大飯原発3,4号機の即時停止とともに全国の原発を即時ゼロにすることを第一に掲げるべき。	本計画は原発の存廃や稼働の是非を問うものではなく、原発の存在を前提に、その防災対策を示すものであるため、ご意見の趣旨の反映は困難です。
5-19	原発を即時ゼロにし廃炉にして、使用済み核燃料を冷却し続け安全に処理するためには、日本国内外の科学的英知を結集することが求められる。本来、広域連合及び構成自治体は、そのことを政府に求めるべき。	
5-20	「人災」の福島原発事故で避難を余儀なくされ福島の地に戻れない方々のことを思うと、本心に切なくなる。福島のことを教訓に、関西広域連合並びに構成自治体の責務として関西圏の住民のいのち、財産、生業を守るためにも、自然エネルギー促進への確固とした姿勢に立つことを強く求める。	

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
5-21	案は原発の再稼働ありきで出発しているが、ドイツでもフランスでも使用済み核燃料の処分に苦慮しており、日本でも確定しないまま稼働が進められ、国際原子力協定により毎年燃料の購入がされている。このままでは、災害がなくても「死の灰」と隣り合わせで生活しなければならなくなる。広域連合としてキツバリと原発廃止を打ち出し、小規模代替エネルギーへの補助金を策定する方が住民の安全に繋がると思う。	
5-22	関西地域における原発問題への対処のあり方としては、「琵琶湖の放射能汚染は絶対に起こさせない」との要求で一致すること、させることが基本であろう。関西地域の圧倒的多数の住民らが「琵琶湖の放射能汚染は絶対に起こさせない」との立場で一致したとしたとき、関西地域の目指す方向性は、自ら定まり「先ず関電大飯原発の再稼働停止」、次いで「関西地域全原発の即時廃炉」の方向に向かうだろう。	
5-23	被災リスクを最小限にとどめる、最も効果的で合理的な方途は「絶対に物理的に琵琶湖汚染を生じさせないこと」である。関西全域にその意識の周知、徹底を図り、関西原発（再稼働後の大飯原発）の再停止、廃炉化が必要。	
5-24	「近畿2府4県」の全住民、商工業者、大企業、中小企業、単位自治体へ向けて万一想定される事態、状況を提案し、それらを守るためには、最終的には「関西の全原発の動停止」を求めていく以外に道はないことを周知すべき。	
5-25	関西地域住民の多大な犠牲と引き換えに関西原発を存続させておくことへの重大な疑義が存する。多大な犠牲の上に成り立つ「改定案」の存在は現実的妥当性、社会的合理性を甚だ欠くものである。関西地域の全原発の運転を停止させ、「廃炉化への道」を進むことにより、関西地域の住民らの安全、安心は容易に確保され得るのではないか。	
5-26	原発は即時廃炉とすべきで、そうすれば防災計画など不要。原発なくても大丈夫だ。というより、無いほうが安全・安心だ。なくて困るのは、その利権に与ろうとする人たちであって、その都合に万民が従う必要はない。原発でお金を手にしたい人たちこそ、福島第一原発の事故収束の作業に従事すべき。今まで推進してきたのだから、その責任がある。	
5-27	プランの目的は「住民等の安全を守るため」の対応策を示すことだ。しかし、その対応策は、まったくできていない。何年かけてもできないだろう。それはそもそも、過酷事故が起これば、関西圏の「住民等の安全を守る」ことなど不可能だからだ。例えば、避難計画。チェルノブイリやフクシマ事故をみれば、半径30km圏内は愚か、50～100km、さらには200km地域にも高濃度汚染地域が出現している。福井県で事故が起き、関西圏が風下に入ったら、関西のほぼ全域が汚染され、100万人単位の避難が生じるだろう。その避難受入れは不可能に近い。また、琵琶湖が汚染されたら、1,000万人単位の飲料水の確保などできないことは自明。できないことをあたかもできるかのごとく振舞うプランなど、架空であり、仮想である。この認識に立てば、「住民等の安全を守るため」の最大かつ緊急の対応策は、その危険発生源を直ちに消去すること、つまり、原発を直ちに停止し、廃炉にすることだ。まず、大飯原発3,4号の運転停止、ここから出発しなければならない。	
5-28	まともな避難計画を立てるには多くの時間がかかる。その間は、大飯3,4号機を含めて全原発の稼働を止めるよう国と福井県に強く求めるべき。	
5-29	「広域避難対策の詳細検討」や「琵琶湖への影響予測結果の反映」が今後の検討課題になっており、何も決まっていない。若狭の原発で事故が起これば、琵琶湖は汚染される。そうなれば、30km圏内の住民が、大阪府や兵庫県などに避難したとしても、安全な水を提供できない。また、30km圏外の住民が「屋内退避」となった場合にも、安心して飲める水はない。これでは防災計画とは言えない。検討に時間がかかるのであれば、まず、現在動いている大飯原発3,4号の運転停止を求めるべき。若狭の原発の再稼働は認められないという立場を表明してほしい。	

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
5-30	関西広域連合は関西の市民を守れていない。大飯原発3,4号をすぐに止めるよう要求すべき。それが一番大切な防災計画だ。	
5-31	原発を止めること。それが無理なら、安全協定を結ぶこと。これが、原発事故を起こさせないための第一の方法だ。	
5-32	避難経路の確保は最重要問題。住民と話し合いを積み重ね、早急に対策を確定してほしい。一部に逃げられない地域があることを前提にした避難計画はなりたない。すくなくとも避難経路が確保できるまで、稼働に反対であることを管内の全市町村に働きかけてほしい。そして何よりも「住民の暮らしを守る」という、ただその1点から、大飯原発をはじめ、福井と全国の原発の停止と廃炉を、国や全国の自治体に向けて、発信してほしい。	
5-33	そもそもの原因である原発をやめるべき。田んぼは金では解決できない。	
5-34	大飯原発の再稼働を即時停止するよう声をあげること。防災・避難計画の作成中に地震や津波が襲い、第2のフクシマが起こらぬとも限らない。若狭で事故が起きたら、福島以上の惨劇が想定される。	
5-35	未来を生きる子どもらに、今、私たち大人にできるせめてもの償いは、全原発を廃炉にすること。廃炉と、廃棄物処理の研究・技術の実践に人間の英知と力を集めること。市が全国に先がけて廃炉の声をあげよう。	
5-36	原発の即時停止が一番の願い。原発がなければこんなややこしい、実行に移せるのかわからない防災計画など必要ない。	
5-37	琵琶湖が放射能汚染された時の影響は計り知れない。ひとたび琵琶湖が汚染されれば、その影響は長期に及ぶことは確実。人口の多さからして、短期的に代替の飲み水を確保することも不可能に近い。その影響が長期に及べば、もはや対応は不可能。住民に納得の行く対策の確立なしに、原発の稼働を許すべきでない。	
5-38	世界の原発は極めて安全に作られていて、深刻事故は百万年に一度と言われていた。米ソ二つの事故後も日本の原発は安全と言い続けられてきた。ところがこの事故だ。30年間に3回の深刻事故が起こったことになる。事故が起こると、原発従業員、周辺住民、経済、その他に大変なことを引き起こす。安全神話は虚構。止めて、無くす以外の道はない。自然災害は予測が立たないが、原発は無くすことで事故を避けることができる。事故はまた必ず起こる。起こる前に撤退を決めるべき。地震国でもあるし、危険性が大。安全対策では費用も含め、追いつかない。	
5-39	原子力防災計画の中の全面事故の項を読んでいて、気分が悪くなった。放射能は人々の長年にわたる環境への取り組みを全て無にする。二酸化炭素を排出しなくても、無駄な熱を異常に排出し続ける原発は地球温暖化を最も進めるものだと思う。計画を読んでも、水や人の移動など、具体的なものはない。被曝する人が出ないような計画を立てるまで、原発稼働をするべきではない。広域連合は防災計画を充実させると同時に、原発停止のために総力を挙げしてほしい。	
5-40	今現在稼働している大飯原発を止めるようお願いする。琵琶湖が汚染されるのは確実で、安全な水を確保することはできない。その結果関西全体に影響を及ぼす。古い基準で稼働させているので問題。これ以上放射能の汚染は要らない。	
5-41	もし福井県の原発銀座、それにもんじゅもふげんも有るようなところで大きな地震や津波が来れば、日本すべては瞬間に汚染されてしまう。関西広域連合が原発の廃炉を求めることが最大の急務だ。	

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
5-42	原子力災害対策は、まず、福井県に存在する原子力発電所およびもんじゅ、ふげんを停止させ、廃炉につなげるところからはじめていただきたい。これ以上、放射能物質を人工的に増やすことのないよう、原子力発電からきっぱり足を洗って、地震などに脅かされない未来に希望をもてる関西にしたい。琵琶湖の水がいつまでも安心して飲めるように、京都が放射能汚染で立入禁止区域になるようなことが絶対に起きないように。	
5-43	最大の災害防止対策は、現在稼働中の大飯原発3,4号機を停止し、停止している原発の再稼働や新設をさせず、可及的速やかに、順次廃炉にしていくこと。また、稼働前提での事故や災害対策ではなく、停止または廃炉待ちの原発（福島第一原発4号炉）のような崩壊熱による事故を防ぐための対策を速やかに行うよう、事業者及び国・施設立地自治体に求めてほしい。	
5-44	3.11以降、地震が多発している。若狭の原発銀座が2基以外停止中とはいえもんじゅも抱え、大きな地震や津波に襲われ、活断層がずれて原子炉がシビアアクシデントに陥るようになれば、関西全域が避難区域になる。また、私達の飲料水を賄う琵琶湖が放射能で汚染されてしまう。いくらいるんな災害対策をしたところで、人知を超える自然の驚異には勝てない。同じ原子炉を24時間操業で40年も動かして事故にならない方が不思議。原子炉を取り換えずにどんな対策を施しても無駄。原発銀座での事故は日本の経済・生活すべての破壊につながる。即刻廃炉にしてほしい。	
5-45	最大の災害防止対策は、現在稼働中の大飯原発3,4号機を停止し、停止している原発の再稼働や新設をさせず、可及的速やかに、順次廃炉にしていくこと。その対策を事業者及び国・施設立地自治体に求めてほしい。	
5-46	このような膨大な費用をかけてまで災害対策をしなければならぬ原発は税金の無駄遣い。放射能により汚染された自然を未来の子供たちに残すことは絶対にしてはならない。今でさえ最終処分をどうするかさえ決められず、福島の汚染水や汚染土をどう処分するかも決められない。収束からほど遠い福島から学ばずして日本の再生はない。	
5-47	万が一若狭湾で原発事故が起これば、その影響は近畿地方全体に及び、チェルノブイリ事故を見れば明らかなように、原発事故の影響は数100km程度は免れない。事故が起きた際の被害を最小限にするためには、SPEEDIなどの情報公開が必須だが、福島原発事故においてはデータが隠蔽され、避難には生かされなかった。また、ヨウ素剤の配布・服用指示は不十分で、初期被曝の防御もできなかった。関西広域連合内のモニタリングポストは少なく、また対応できる病院も不足し、ヨウ素剤の備蓄や配布なども行われていない。このような対応が十二分になされるまでは、開電に対し、再稼働しないように申し入れてほしい。	
5-48	複合災害や最悪ケースの被害想定具体化、それに対応した防災計画の具体化、防災計画の住民への周知と住民の協力・納得、防災訓練の実施など今後の課題が多く残されている。実行可能なレベルの防災計画ができあがるまでは、原発は稼働させるべきではない。現在稼働中の大飯原発3,4号機は即時停止させるべき。具体的な実施レベルの防災計画なくして稼働無し。安全を優先すべき。多層多重防護は原発の安全確保の基本。現状では第5層（防災対策）が不十分。一方、第4層までの新安全対策も完成していない。国の規制基準も、現在検討中で未だ実施されていない。開電の安全感覚は自己保存本能と経済利益偏重で狂っている。考えられる限りの防災対策が実施レベルになるまでは、原発を稼働させないよう、関西広域連合は、国や開電に強力に働きかけるべき。	

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
5-49	大飯原発で事故が起これば、琵琶湖が汚染される。琵琶湖の水に代わる水源の確保がなされないままの大飯原発の運転は、関西1,400万人の生活を脅かすものだ。また、大飯原発で事故が起これば、関西在住の1,400万人が避難対象となる。避難先での仕事や生活の具体的な避難計画のないままの大飯原発の運転は、住民の生活を脅かすものだ。具体的な避難計画のないままの大飯原発の運転に反対してほしい。	
5-50	第二の福島事故は世界の恥。原子力災害に対する最大の防災は原子力放棄しか選択肢がないことを示すべき。	
5-51	福井県原発で放射能が大量放出されるような事故になれば、まず関西の水瓶の琵琶湖が放射能で汚染されてしまう。水の確保ができない状況で、防災計画もできないのではないのか。30km圏内の人の避難も、どの経路でどんな手段で誰が何処へ等具体的な計画は示されていない。受け入れ体制もまだだ。水の確保、避難について具体的に示してほしい。具体的な防災計画ができるまでは原発は止めておくべき。	
5-52	避難計画を立てるのはばかげている。広域にわたり膨大な人々が避難することは混乱をまねくだけだ。避難後も苦しい生活を余儀なくされ、故郷は放射能で汚染され戻ることができず生活を奪われ生きがいをうばわれる。そのことは福島の事故の現実をみれば動かしようのない事実だ。そんな事態を起こす元を断つのが一番の解決だ。原発を廃炉にすることだ。どうしてそんな簡単なことをしないのか。家の近くに爆弾が見つければ撤去するだろう。それと同じだ。命や生活の質を破壊するような原発を廃炉にすることが防災計画だ。	
5-53	原子力災害とは、どのような性質のものかをまず明確に述べるべき。こんな恐ろしい災害だから避難し、対策を立てれば防げるのだという風に。問題は災害には可逆的災害と不可逆的災害がある。地震災害は、復興も可能なので、可逆的である。原子力災害は土地を追われ、故郷を喪失させられ、棄民的災害なので、不可逆的だ。また放射能の生物に及ぼす遺伝的影響も不可逆的だ。そのような災害を完全に避けられる道がある。即ち災害の根源を断てばよい。即刻原発を廃棄すればよい。原発に代るエネルギーは新エネルギーで十分まかなえるはずだ。高効率のコンバインドサイクルの発電所を大阪湾に沿って設ければ原発に依存する必要はなくなるのではないのか。関西広域連合と住民の我々は、原発を稼働させないことにこそ、力を注ぐべき。	
5-54	「5 原子力損害賠償」では「原子力事業者の負担の下に確実に実施されるよう国・事業者に働きかけていく」とあるが、福島の災害補償はどうなっているのか。事故の大きさを正確に設定し、それによって生ずる住民の損害（生命、財産（動産、不動産）、精神的被害、健康被害、失われた時間）、産業被害、復興に要する費用などを提示し、原発稼働はそのような莫大な被害額に見合うかどうかを、住民に問うべき。住民の死活に関わる重要政策決定について住民の生の声を誠実に調査することこそ、防災計画の前に責任ある自治体政府のすることだ。	
5-55	事故の被害は、子孫が増えるとも大きくなっていく。ベラルーシの子供の15～20%は何らかの病気がある。プラントにヒューマンエラーは付き物。特に原発事故は、他の事故とは比べられない程、深刻。原発は即刻、やめるべき。また、事故が起きなくても、危険な廃棄物を出るだけ増やさないためにも、即刻止めるべき。	
5-56	具体性にかける。若狭で地震などによる原発災害が起こったときの、水の確保すらままならず、避難手段や避難先、ルートもはっきりしていない。明日地震が起こって、何が出来るのか。即時大飯原発3,4号機を止めて、具体的な計画を策定すべき。今の計画では、近畿の人々の命は守れない。	

番号	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
5-57	宮城県から大阪に移住してきた。福島原発事故が原因。原発事故が起きたとき、宮城でもモニタリングの数値が400倍に跳ね上がった。外にも出れず、ライフラインのない状態で水を探しに行くことも困難になり、自然災害と原発事故が重なることへの怖さを体験した。大阪府に移住したが、大飯原発が事故を起こした時のことを考えると恐ろしくなる。関西の広域でパニックが起きたとき、どうなるのか。水を求め、逃げ惑う人達がどのような行動になるのか。近辺の自治体に事故対応を聞いたが、何も無い状況。見当すらしていない。こんな状態で原発を動かすのはあまりにも命を軽視している。福島原発事故から何も学んでいない。せめて、広域避難がはっきりと作られるまでは原発を止めるべき。広域連合も再稼働の停止を求め、原発が止まった状態で避難計画をまず作り上げるのが順番と思う。	
5-58	原子力災害対策ができていないにもかかわらず大飯原発を運転させている。住民の命と財産を守る広域自治体としての使命を果たしていない。関西広域連合は速やかに、大飯原発停止を求めるべき。	
5-59	1,300万人の近畿の人々の水がめである琵琶湖は、大飯原発の事故で放射能汚染される。このことに対して、関西広域連合の各自治体では、何ら必要な水資源の確保の計画を準備していない。このことから、大飯原発をこれ以上稼働させることはできないはず。直ちに大飯原発3,4号炉の運転停止を関西広域連合として要請してほしい。	本計画は原発の存廃や稼働の是非を問うものではなく、原発の存在を前提に、その防災対策を示すものであるため、ご意見の趣旨の反映は困難です。なお、水の確保については、滋賀県が行う琵琶湖への影響予測の結果、広域での対策を講じる必要があると考えられる場合は、その検討を行います。
その他		
5-60	節電を呼びかけろ。自動販売機廃止しろ。無駄な電気使うな。	関西広域連合では構成7府県（知事）で構成するエネルギー検討会を設置し、節電対策や電力供給見通しの検討等にも取り組んでいます。
5-61	「南海トラフ巨大地震予測」と今回の「改定案」の報道のあり方に落差が大きすぎる。関西広域連合としては、果たしてどのようなご見解をお持ちなのか。	改定案は、関西広域連合の定めに沿って、本部事務局及び各構成団体から記者発表の上、パブリックコメントを行っています。報道機関による扱いの違いについては一般的にそうした傾向があるものと認識しており、特段意見はございません。
5-62	福井県内の原発で福島第一原発並みの事故が発生した場合の放射性物質の拡散予測結果を関西広域の自治体対象に公表すべき。	滋賀県や兵庫県が実施した放射性物質拡散シミュレーションの手法により関西圏域全体の結果を求めることが考えられますが、広域連合構成団体及び連携県との協議が必要ですので、今後検討を行います。
5-63	しきい値なしを仮説と言ってるのがおかしい。ウクライナ報告書を参考にしてほしい。	放射線の人体への影響についての「しきい値」の有無については定まった学説がない状況であると認識しております。
5-64	30,50,100,200kmどこへ住んでも大変なことだと行政にも知ってほしい。	ご意見として承ります。
5-65	行政の判断が、すでに大企業を大事に思う心の人が多い。人間としてもっと大切なことを受け入れる人が全く少ない。断じて許せない。	
5-66	大好きな畑は続けられるのか。	避難先での生きがいの確保についても当然配慮する必要があると考えております。